

平成27年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成27年9月18日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第82号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第83号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件（総務・文教）
- 3 議案第84号 美唄市土地開発公社解散の件（総務・文教）
- 4 議案第85号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の件（総務・文教）
- 5 議案第86号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件（総務・文教）
- 6 議案第87号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 7 議案第88号 美唄市し尿処理場の設置及び管理に関する条例廃止の件（産業・厚生）
- 8 議案第89号 平成27年度美唄市一般会計補正予算（第4号）（予算審査特別）
- 9 議案第90号 平成27年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 10 議案第91号 平成27年度美唄市介護

保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）

- 11 認定第1号 平成26年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 12 認定第2号 平成26年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 13 認定第3号 平成26年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 14 認定第4号 平成26年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 15 認定第5号 平成26年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 16 認定第6号 平成26年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 17 認定第7号 平成26年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件（決算審査特別）
- 18 認定第8号 平成26年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 19 認定第9号 平成26年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 20 認定第10号 平成26年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第3 議案第92号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第4 議案第93号 美唄市公平委員会委員選任の件
- 第5 議案第94号 美唄市公平委員会委員

- 選任の件
- 第6 議案第95号 美唄市議会会議規則の一部改正の件
- 第7 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第8 意見書案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第9 意見書案第8号 子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書
- 第10 意見書案第9号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書
- 第11 決議案第2号 美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議

市長 高橋 幹夫 君
副市長 藤井 英昭 君
総務部長 中平 匡司 君
市民部長 市川 厚記 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 千葉 一夫 君
経済部長 星野 恒徳 君
都市整備部長 本田 弘明 君
市立美唄病院事務局長 高倉 雄治 君
消防長 後藤 樹人 君
総務部総務課長 佐藤 崇君
総務部総務課主幹 村上 孝徳 君

教育委員会委員長 高橋 泰浄 君
教 育 長 早瀬 公平 君
教 育 部 長 伊藤 敦史 君

選挙管理委員会委員長 竹山 哲郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐藤 崇君

農業委員会会長 小川 俊美 君
農業委員会事務局長 吉村 清孝 君

監 査 委 員 山口 隆慶 君
監査事務局長 渋谷 裕子 君

◎事務局職員出席者

事務局 局長 三上 忠君
次 長 濱 砂邦昭 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名

◎出席議員（14名）

議長 小関 勝教 君
副議長 土井 敏興 君
1番 森 川 明 君
2番 吉岡 建二郎 君
3番 松山 教宗 君
4番 川上 美樹 君
5番 楠 徹也 君
6番 本郷 幸治 君
7番 吉岡 文子 君
8番 山崎 一広 君
9番 桜井 龍雄 君
10番 谷村 知重 君
11番 丸山 文靖 君
13番 金子 義彦 君

◎出席説明員

議員を指名いたします。

5 番 楠徹也議員、

6 番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、議案第 82 号議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正の件ないし順序 20、認定第 10 号平成 26 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上 20 件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第 82 号ないし議案第 86 号の以上 5 件について、桜井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長桜井龍雄議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第 82 号議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正の件、議案第 83 号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第 84 号美唄市土地開発公社解散の件、議案第 85 号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の件及び議案第 86 号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件の以上 5 件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 9 日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第 82 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

条例から庁舎を削るということは、庁舎に

関する考え方が変わったのか、それとも、認識が間違っていたのか、また、この条例は、いつつくられたものか、との質疑に対し、公の施設として、庁舎は該当しないのではないかとの指摘があり、他市の状況を調べたところ、他市では規定していないこと、また、解説書により、公の施設は、住民の利用に供する施設であり、庁舎等は該当しないということが判明したことから、今回の改正となった。

なお、条例は昭和 39 年に制定している。との答弁がありました。

次に、議案第 84 号及び議案第 85 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、美唄市土地開発公社設立の目的、趣旨について、との質疑に対し、土地の高騰が続く中、法律の施行に伴い、事前に公共用地を確保するため、昭和 48 年に設立し、公有地の取得、住宅団地の造成、並びに国、道あるいは他の公共団体からの依頼による用地の取得を行うなど、当初の目的を果たすとともに、地域振興に果たした役割は大きいものがあると考えている。との答弁。

次に、第三セクター等改革推進債を使って解散したところと、解散を予定されている他市の状況について、また、12 月定例会まで持ち越しするとのことだが、どういう点が示されるのか、との質疑に対し、道内では、平成 25 年度までに 14 市町が三セク債を使って解散し、3 年間の延長分では、美唄市のほか、苫小牧市、石狩市の 2 市が、解散に向けて取り組んでいる状況である。

また、12 月定例会においては、代物弁済による土地の取得と、債権放棄について、議会に諮ることとしている。との答弁。

次に、償還額 11 億円について、負担は大きく、10 年スパンで見ても、金利を含め、1 年で 10 数億円の返済を考えていかなければならないが、計画的な償還は可能なのか、との質疑に対し、土地開発公社を解散することが、将来の財政運営の健全化に寄与するものと考えており、財政健全化計画が終了する 28 年度以降であれば、償還財源が捻出可能と考えている。との答弁。

次に、分譲できる土地があるにもかかわらず、市民に知らされていないところがあるが、今後の周知方法についてどう考えているのか、との質疑に対し、保有地の処分において、販売価格を下げると損失が出てしまうため、民間相場と比べると高い設定になっていたが、保有地が市に移ることで、時価を参考にして低価格の設定ができることから、PR 等の方法を考え、積極的な販売に努めていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 86 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、放課後児童施設の定員は、どのような決め方をしているのか、との質疑に対し、昨年、制定した基準に関する条例があり、一人当たり 1.65 平方メートルという最低基準があるため、これを下回らない形で、施設の面積との兼ね合いで定数を決めることになっている。との答弁。

次に、南美唄コミュニティセンターの今後の使い方について、との質疑に対し、基本的には変わらないが、これまでは、休館日である火曜日も、子どもたちが来るため玄関は開けていたが、今回の移転に伴い、火曜日は完全休館となる。今後は、休館日の増加や開設

時間などについて、利用の実態を見ながら検討していく。との答弁がありました。

なお、議案第 83 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 82 号ないし議案第 86 号の以上 5 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 87 号及び議案第 88 号の以上 2 件について、谷村産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長谷村知重議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第 87 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件及び議案第 88 号美唄市し尿処理場の設置及び管理に関する条例廃止の件の以上 2 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 9 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 88 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、用途廃止後の建物の解体時期は決まっているのか、との質疑に対し、施設の解体経費が 3 億円程度かかる見込みであり、現状では国の補助制度、交付税措置等もないことから、大きな財政負担が生じるため、解体時期は未定となっている。との答弁。

次に、月形町のし尿処理も行っていたことから、月形町に解体費用の一部を負担してもらうべきではないか、との質疑に対し、月形町のし尿については、協定書を結んで処理を

していたことから、解体についても話し合いをした経過があり、今後、新たな解体・撤去費についても覚書を締結して将来に備えたいと考えている。との答弁。

次に、処理場の隣にあるパークゴルフ場は使えるのか、との質疑に対し、従来、指定管理者が、パークゴルフ場の草刈り等を行っていたが、今後は、それらの管理が行えないことから、パークゴルフ協会、保健福祉部等と協議を重ねた結果、パークゴルフ協会に開放の中止について申し入れを行い、了承を得ている。との答弁がありました。

なお、議案第 87 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 87 号及び議案第 88 号の以上 2 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 89 号ないし議案第 91 号の以上 3 件について、丸山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長丸山文靖議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 89 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 90 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）及び議案第 91 号平成 27 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）の以上 3 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 10 日、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第 89 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、「基金積立金」について、「青少年育成基金」の積み立てを、170 万円補正するとあるが、どのように使われるのか、との質疑に対し、今回の補正は、ふるさと納税による増額分を積み立てるもので、使途については、青少年育成基金の運営委員会において、決めることになる。との答弁。

次に、「定期予防接種事業」について、インフルエンザワクチン接種費用の半額助成を行っているにもかかわらず、接種率が過去 3 年とも 50%に満たないが、PR が足りないのではないかと、との質疑に対し、広報紙メロディーへの掲載だけでなく、老人クラブへの訪問など、高齢者と接する、さまざまな保健師活動において PR するとともに、インフルエンザの重症化と感染拡大を予防するため、各医療機関を通じて、市民周知を図っていきたい。との答弁。

次に、「市内消費拡大促進事業」について、初めに、プレミアム商品券の販売について、前回、4 月と 6 月の 2 回にわけて実施したが、その効果について、また、消費喚起のため、国や道に要望しながら、継続的に実施できないかと、との質疑に対し、4 月の販売について、一般分は、9,232 セットで、販売額は、1 億 1,078 万 4,000 円。子育て分は、1,200 セットで、販売額は、1,500 万円。6 月の販売について、一般分は、8,368 セットで、販売額は、1 億 41 万 6,000 円。子育て分は、1,200 セットで、販売額は、1,500 万円となっており、2 回あわせると、当初予算どおり、2 億 4,120 万円の効果額があったと考えている。

また、プレミアム付商品券の発行は、平成 26 年度から今日まで、一般財源と、国の補助金を活用して実施してきたが、今後、この事業を継続するには、財源確保が重要となることから、国や道等との情報交換、情報収集等を図り、継続実施による経済の活性化につなげていきたいと考えている。との答弁。

次に、岩見沢市でプレミアム建設券を発行したが、本市では検討したのか、との質疑に対し、建設券については、検討した経緯はあるが、多額なプレミアム商品券については、国等からの指導もあることから、発行しないこととしたが、建設会社等も、びばい商品券運営協議会に登録しており、建築・塗装等に 2、3%の利用があることから、これまでどおり進めていきたいと考えている。との答弁。

次に、「特産品情報発信促進事業」について、インターネットの書き込みによると、「魅力的な返礼品はあるが、申し込みの手続きが難しいため、手続きの簡単なところに振り替えた」とあったが、本市における手順・手続の流れについて、との質疑に対し、「ふるさとチョイス」という、ふるさと納税サイトを使用しており、当初、クレジット決済ができなかったが、6 月より、クレジット決済が可能となったことから、より一層、手続きが簡単になっている。との答弁。

次に、「ぴばま〜と」や、「アンテナショップ」に出店している方々で、返礼品に参加している割合は、との質疑に対し、「ぴばま〜と」と、「アンテナショップ」については、すべての方が参加している。との答弁。

次に、「債務負担行為補正」について、パッカー車を購入するに至った経緯についてとの

質疑に対し、リースで使用しているパッカー車より、積載量の多いパッカー車を購入することで、現在、パッカー車と並行して使用している天蓋トラックの運行回数を減らすことができ、年間 280 万円程度の経費削減が見込めることから、パッカー車を購入することとした。との答弁がありました。

なお、議案第 90 号及び議案第 91 号についての質疑はありませんでした。

結果と致しまして、議案第 89 号ないし議案第 91 号の以上 3 件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、認定第 1 号ないし認定第 10 号の以上 10 件について、桜井決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員長桜井龍雄議員（登壇）

ただいま議題となりました、認定第 1 号平成 26 年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第 2 号平成 26 年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第 3 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第 4 号平成 26 年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第 5 号平成 26 年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第 6 号平成 26 年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第 7 号平成 26 年度美唄市 後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第 8 号平成 26 年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第 9 号平成 26 年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第 10 号平成 26 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上 10 件について、決算

審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月11日、9月14日ないし9月16日の4日間、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号平成26年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「地域公共交通活性化・再生総合事業」について、平成31年に道道美唄富良野線が全線開通予定となっているが、開通に向けた観光乗合タクシーの運行に対する現状と今後の取り組みについて、との質疑に対し、美唄市地域公共交通総合連携計画において、観光乗合タクシーの取り組みについての記載はあるが、実際には取り組みは行っていない。今後については、平成28年度から、新たに「地域公共交通網形成計画」の策定を進めることから、その際に、観光乗合タクシーについても協議していきたいと考えている。との答弁。

次に、「地域防災事業」について、本市の自主防災組織の数は少ないが、今後の目標は、との質疑に対し、本市の自主防災組織の組織数は19、世帯割の組織率は、15.9%となっており、全道平均は50.1%、空知管内の平均は、19%台であることから、それに近づけるよう、啓発活動を行っていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「手話通訳者設置・派遣事業」について、市内において、手話を必要とする方、また対応できる方は何人いるのか、との質疑に対し、現在、市内における、ろうあ者の人数は10名で、手話奉仕員は21名となっている。また、市役所には、専任手話通訳者を1名配置している。との答弁。

次に、「地域包括支援センター運営事業」について、介護保険が変わり、要支援1、2の方のデイサービスは、地域でやっていくこととなったが、今後の対応について、との質疑に対し、現在、デイサービスや、ホームヘルパーのサービスを利用している方は、お風呂の利用や、交流を目的とするなど、さまざまであり、今後は、利用者のニーズを把握するため、調査を行う予定となっている。との答弁。

次に、「ごみ収集運搬等事業」について、昨年、生ゴミ収集に関する説明会を開催しているが、何か所で開催したのか、また、その際に、どのような意見等があったのか、との質疑に対し、地域説明会については、福社会館等で15回開催し、675名の参加、地域から要請のあった出前講座については、32回開催し、1,025名の参加があった。

また、事業者対象の説明会を市民会館で2回開催し、26名が参加、市職員及びごみ収集委託業者を対象とした説明会は4回開催し、92名の参加があり、合計で、53回の開催、1,818名の参加となっている。

また、説明会等での主な意見等については、

生ごみや、燃やせるごみの分別や収集に関すること、堆肥の安全性、生ごみの水切りなどについての意見・質問があった。との答弁。

次に、「ごみ処理センター管理運営事業」について、平成 19 年に閉鎖した最終処分場について、廃止するまで、どれくらい時間がかかるのか、との質疑に対し、2 年間にわたり、浸出水と湧出ガスの廃止基準を満たした場合に廃止が可能となるが、現在、湧出ガスの廃止基準は守られているが、浸出水の基準は守られていない。最終処分場の廃止には、埋め立てから早くても 10 年程度かかると言われており、美唄の場合、今年で 8 年目になることから、今後も、水質と湧出ガスの検査を継続していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第 5 款労働費、第 6 款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「ふるさとハローワーク管理運営事業」について、本市においても、求人と求職とのミスマッチという現象が生じているのではないかと考えるが、その現状について、との質疑に対し、本市においても、雇用状況においては、一定のミスマッチが起きているため、その解消に向け、調査研究し、ふるさとハローワークと連携を図りながら、進めていきたい。との答弁。

次に、「農業委員会」について、農業委員の定数問題における議論経過について、との質疑に対し、農業委員については、改正農業委員会法が本年 9 月 4 日に公布され、市長が議会の同意を得て選任することになり、また、委員の定数については、条例で定めることに

なることから、農業委員会としては、適正な人数になるよう、各団体と協議・要請をしていきたい。との答弁。

次に、「小麦食害対策事業」について、平成 26 年度から試験的に取り組んできた、音波による小麦食害対策の成果について、との質疑に対し、電子防鳥機 8 台を導入し、試験を行っているが、効果が見られたという意見がある一方、効果がないという意見もあり、今後どのような形で設置するのが効果的なのか、検討が必要と考えている。

このため、現在は、従前から貸与しているニトポールによる対応を行っている。との答弁がありました。

次に、第 7 款商工費、第 8 款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「美唄観光物産協会補助事業」について、びばい桜 2014、びばい歌舞裸まつり、美唄雪んこまつりの来場者数と各事業の支出額、市の職員の参加状況について、との質疑に対し、来場者及び支出額については、桜まつりが、約 1 万 2,000 人で 100 万円、歌舞裸まつりが、約 1 万 5,000 人で 150 万円、雪んこまつりが、約 4,000 人で、130 万円となっており、市の職員については、1 イベントにつき、延べ 30 名から 40 名の参加となっている。との答弁。

次に、「体験交流施設管理事業」について、陶芸体験者 631 人のうち、市内が約 70%、市外が約 30%と区分をして記載されているが、市外からの利用者を求めて行っている事業なのか、との質疑に対し、観光等の位置づけから、市外からの入り込みがどれくらいあるの

かを把握するため、市内・市外と区分をしている。との答弁。

次に、「除排雪事業」について、昨年と一昨年の降雪量と、降雪量の差による事業費の影響について、との質疑に対し、降雪量については、平成 26 年度が 715 センチ、25 年度が 1,131 センチとなっており、事業費については、平成 25 年度は基準降雪量をオーバーしたため、設計変更により増となり、平成 26 年度は基準降雪量より少ないため、設計変更で減となっている。との答弁。

次に、「公園管理事業」について、公園におけるオオハングンソウやニセアカシア等の特定外来生物の対策について、との質疑に対し、オオハングンソウについては、公園では確認されていないが、ニセアカシアについては、遊縁通りに植樹されており、繁殖力が強いいため、維持管理に苦労しているが、周辺には住宅が多いことから、今後も適正に管理していく。との答弁がありました。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「不登校児童生徒指導対策事業」について、不登校の小学生が 3 名、中学生が 6 名、登校を始めた児童生徒が 3 名となっているが、どのようなことが原因で不登校を起してしまったのか、との質疑に対し、不登校の背景にあるのは、複合型が一番多く、集団不適応や学力不振、生活環境が確立できない状態であったり、家庭環境に課題があったりと、いろんなことが複雑に絡み合って、不登校に陥るというケースが一番多い。との答弁。

次に、「体育センター管理運営事業」につい

て、報告書の利用者数は、旧美唄工業高校の体育館になってからの数字だと思うが、用途廃止となった体育センターの時と比べて、利用者にどういった変化があったのか。

また、旧美唄工業高校の解体工事が始まっているが、利用される方に影響はないのか、との質疑に対し、旧体育センターと比較すると、2,600 人ほど利用者が増えているが、そのうち、1,900 人がクライミングの利用となっている。

また、施設が広がったことで、テニポンや、カラーリングといった、さまざまな種目に利用の幅が広がっていると考えている。

なお、工事に伴う影響については、今後、騒音等の問題が出てくるものとするが、利用者には、ご理解をいただけるよう、周知していきたい。との答弁。

次に、「消防水利管理・整備事業」について、消火栓を 1 基新設しているが、美唄市の規模では、消火栓はどれくらい必要なのか。

また、防火水槽は 74 基となっているが、人口規模からみて、妥当なのか。との質疑に対し、消火栓の充足率については、89.2%と、南空知管内においては高い方であるが、100%に近づくよう整備をしていきたい。

防火水槽については、敷地の問題等もあることから、設置をできる状況にはない。との答弁。

次に、「救急業務推進事業」について、平成 26 年度及び 10 年前の救急出動件数、搬送時間、市内・市外の医療機関への搬送件数について。

また、消防職員の定数について、との質疑に対し、救急出動件数は、平成 26 年度 1,122

件、17 年度 1,147 件。搬送時間は、17 年度は、119 番を受けてから、病院につくまでの平均が、24.8 分。26 年度は、25 年度から統計が変わり、119 番を受けてから、病院に着いた後、先生に申し送りが終わった時間となり、平均 39.9 分。医療機関への搬送件数は、26 年度が市内 649 件、市外 395 件、17 年度は市内 857 件、市外 238 件となっている。

また、消防職員の定数については、市の条例では 48 名、職員定数化計画の類似団体では 44 名、総務省消防庁の消防整備計画では、69 名となっているが、現在 46 名の職員で消防行政を行っており、組織の見直しや装備の更新に努めるとともに、職員一人ひとりのレベルアップ等を図り、チームワークをより強化なものとして、消防団と連携しながら、市民生活の安心安全のため努力していく。との答弁がありました。

次に、第 11 款災害復旧費ないし第 15 款予備費にかかる 質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、「職員費」について、財政健全化終了後の職員給与について、との質疑に対し、職員給与については、一般質問でも答弁しているが、財政健全化計画も今年度で達成する見込みであるが、財政状況は依然厳しい状況にあることから、平成 27 年度の決算状況を踏まえて、できるだけ早い段階で一定の方向性を出したい。との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁について申し上げます。

初めに、「市税の収納対策」について、滞納により差し押さえた不動産の換価は難しいと聞いているが、不動産の差押えの実態につい

て。

また、コンビニ収納は行っているのか、との質疑に対し、平成 26 年度末において、11 名の不動産を差し押さえており、差押えに伴う対象債権は、滞納税の 1 期 109 件で、1,917 万 8,580 円となっているが、不動産の換価価値は、ほとんど見込めない物件であり、現金化は難しい状況となっていることから、納税相談を行い、分割納付等により、納めていただくよう対応している。

また、コンビニ収納については、取扱手数料が、1 件当たり 60 円前後であることと、30 万円以上の納付ができないことから、現在、実施はしていないが、取扱手数料の単価が下がれば検討したいと考えている。との答弁。

次に、「資源ごみ売却等収入」について、市民の分別協力があるの収入だが、この収入を、有料ごみ袋の配布などによって、市民に還元することは考えていないのか。

また、資源ごみの分別が、お金として生まれ変わることについて、市民に周知徹底する必要があるのではないか、との質疑に対し、資源ごみ売却による収入は、ごみの収集や堆肥化施設等に充当されていることから、個別的、物質的な市民への還元は難しいが、資源ごみの分別が、ごみに係るすべての費用に充当されることを、説明会等で周知し、今後も協力をいただきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第 2 号平成 26 年度美唄市民バス会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

現在管理している市民バスの車両数、年式、走行距離について、との質疑に対し、東線に

については、平成4年車、48万4,000キロ。平成7年車、74万9,000キロ。平成8年車、48万1,000キロ。平成18年車、6,300キロの計4台。アルテピアッツァから南美唄を運行している平成5年車ハイエース1台で、25万6,000キロ。西線については、平成12年車1台で、48万3,000キロとなっている。との答弁がありました。

次に、認定第3号平成26年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

滞納者に対するペナルティーとして、短期証や資格証が発行されているが、これらの発行によって、収納率が上がったという裏付けはあるのか、との質疑に対し、ペナルティーによって収納率を上げるという考え方ではなく、短期証や資格証という処分が納税相談につながり、その中で分割納付等により、収納率を上げていくという考え方にたっており、こうした納税相談をしながら、発行件数も抑えられればと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第4号平成26年度美唄市下水道会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

下水道整備費の受益者負担金賦課徴収事務及び流域下水道整備費における、石狩川流域下水道整備事業が、前年度より増加している理由について、また、下水道事業の進捗率について、との質疑に対し、受益者負担金賦課徴収事務については、公課費において、消費税率が5%から8%に改正されたことにより、税務署に納付する消費税及び地方消費税が3%分増額となっており、また、石狩川流域

下水道整備事業については、奈井江の浄化センターの流域幹線や、処理場、汚泥調整等の整備について、北海道に対して負担金を支払うものであり、26年度は、汚泥処理施設の整備事業に伴い、増額となったものである。

なお、美唄市全体の下水道整備率については、26年3月末で、76.9%となっている。との答弁がありました。

次に、認定第5号平成26年度美唄市介護保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成27年度介護保険が引き上げられたが、市民から問い合わせ等はなかったのか。

また、保険給付における住宅改修費の件数が、昨年に比べて多くなっているが、その要因と内容について、との質疑に対し、平成27年度から段階層が変わったことにより、金額等の変更があった市民の方からは、窓口や電話等により相談等があり、理解をいただけるよう、趣旨を説明するとともに、納付書で納める方で、金額が多い場合は、分割等、その方々の状況に応じた納付方法で相談させていただいている。

住宅改修費の件数増加については、市民の方の口コミで増えているものと思われ、改修の内訳としては、玄関やお風呂、トイレの手すりの取り付けが117件で、圧倒的に多い。との答弁がありました。

次に、認定第8号平成26年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

現在の市立美唄病院の医師の配置状況について、また、総合診療医の確保の見通しについて、との質疑に対し、医師の配置状況につ

いては、昨年、内科常勤医として1名来ていただき、現在、常勤医6名となっている。

総合診療医の確保については、日本プライマリ・ケア 連合学会、北海道ブロック支部の事務局である松前町立松前病院が、総合診療医の育成機関となっていることから、その事務局の手伝いをしながら、招へい活動を行っている。

また、昨年、採用した内科医が、総合診療医の認定医となったことから、今後は、総合診療医の指導医を取得していただき、松前町立松前病院との連携を図りながら、研修医の受け入れも含め、総合診療医の確保を行っていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第9号平成26年度水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

第1回定例会において、水道料金の30%引き上げが決定した後、まちづくり懇談会等において市民説明を行った際、どのような意見があったのか。

また、高齢者の貧困率が極めて高くなってきているが、厳しい生活をしている方への水道料金の軽減については、どのように考えているのか、との質疑に対し、7月19日から8月8日までの間、自治組織代表者会議及びまちづくり地区懇談会において説明を行い、自治組織代表者会議では5件、まちづくり地区懇談会では23件の質問があり、主なものとしては、このまま人口や企業が減少した場合、何年水道料金は持つのか、低所得者に対する軽減についてどう考えるのか、桂沢・美唄の2つの水系でなく、美唄ダム1つでできない

のか、といった内容であった。

水道料金の軽減については、今後の検討課題ではあるが、5年間福祉用途を継続して行く考えである。との答弁がありました。

なお、認定第6号、認定第7号、認定第10号、書面審査及び総括質疑に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号及び認定第3号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第2号、認定第4号ないし、認定第10号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 これより議案第82号ないし議案第86号の以上5件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第82号議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正の件**ないし**議案第86号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件**の以上5件

は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 87 号及び議案第 88 号の以上 2 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 87 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件及び議案第 88 号美唄市し尿処理場の設置及び管理に関する条例廃止の件**の以上 2 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 89 号ないし議案第 91 号の以上 3 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 89 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）ないし議案第 91 号平成 27 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）**の以上 3 件は、委員長報告のとおり

決定されました。

これより認定第 1 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番吉岡文子議員。

● 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 1 号平成 26 年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、認定に反対です。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

2014 年度、平成 26 年度の国家予算は、今回の安倍政権としては 2 回目の予算編成でしたが、2013 年度予算は、政権交代直後で、民主党政権が途中まで編成したものの手直しだったのに対して、2014 年度、平成 26 年度予算は、概算要求の段階から、全て安倍内閣によるものであり、前年度以上に自民党色、安倍晋三カラーを強くしたものになっていました。

その特徴は主に 5 点にまとめられます。

第 1 に、消費税率を 3 % も引き上げることで、8 兆円にも及ぶ史上空前の大増税を国民に押し付け、暮らしと経済に深刻な事態をもたらしたという点です。

第 2 に、年金や医療、生活保護など、社会保障の給付削減をはじめ、教育、農業、地方財政など、暮らしの予算を軒並み削減していたことです。

第 3 に、大企業減税をはじめ国土強靱化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦

略具体化のための予算など、大盤振る舞いの大企業おもてなし予算となっていたことです。

第4に、新中期防の初年度予算として、軍事費を2年連続で増額するなど、戦争する国づくりを進める予算だったということです。

最後に、消費税頼みを続けるばかりで、依然として巨額の借金を重ね、財政再建の見通しはまったくたたない予算となっていたことです。

美唄市民にとっては、長引く不況、消費増税で、厳しい状況にあったにも関わらず、北海道電力による電気料金の引き上げも影響して、一層厳しい生活状況となりました。そういった状況の中、予算執行にあたられた職員の皆さんのご苦勞には、あらためて敬意を表します。

平成26年度一般会計決算は、歳入173億2,993万1,739円。歳出は171億1,996万1,688円。差引2億997万51円で、翌年に繰り越すべき13万7,000円を除く、実質収支は2億983万3,051円の黒字となりました。

しかし、決算の中身ともいうべき款別構成では、地方交付税が41%であるのに対して、市税は12.4%。自主財源の貧弱さと依存財源にどっぷりとつかっている姿が浮かんできます。市税は前年比でも0.9%の減少となっており、監査報告では、固定資産税、鉱産税の増加はあるものの、市民税及び市たばこ税などが減少したものであるとなっており、市民生活の厳しさが、数字から垣間見られます。

歳出においても、経常収支比率は前年度より2.5ポイント増の96.8%と高い水準であり、財政構造は依然として厳しい状況を示し、健全性、弾力性を失いつつあることを、厳しく

指摘しなければなりません。

安倍政権は、アベノミクスで大企業が儲ければ、トリクルダウンとなって、民間、地方にも、それらが浸透するとして、強引に継続してきましたが、美唄においては、アベノミクス効果はほとんど表れていないというのが実態です。

有効求人倍率においても依然として厳しい状況ですし、安定した正規職員を願う市民に対して、求人状況は決してそうはなっていない状況です。

そういった中でも、日本共産党議員団が長年要求してきた、こども医療費の無料化が就学前まで実現できたのは、大きな成果だと評価しますが、道内各自治体においては、すでに対象拡大を図っています。子育て支援、若者世帯支援の観点から、さらなる対象拡大が求められると考えます。

美唄市の基幹産業と位置付けられている農業については、前年比については、若干の増額ではあるものの、歳出の構成比では、全体の3.2%でしかなく、基幹産業の位置付けとしては、極めて財政的には厳しい状況だと言わざるを得ません。

青年就農給付金事業においては、美唄独自の支援策が図られず、他自治体と比較しても、農業後継者減少対策、少子化対策と複合的に展開することが求められているにもかかわらず、なんら有効な施策を提案すらできないでいます。

また、企業立地振興補助ということで、多額の補助金が執行されています。企業振興も確かに必要ではありますが、首長として何より大事なものは、市民の生活を守ること、市民

が美唄に住んで良かった、住み続けたいと思っただけのこと、この点につけるのではないかと考えます。

企業立地振興補助の数パーセントでも、高齢化の進行する地域においての高齢者対策に適用できないのか、甚だ疑問です。

そして少子化の進む中において、さらなる子育て支援の施策の展開の必要性を訴えまして、認定第1号平成26年度美唄市一般会計決算認定の件について、認定に反対の立場からの討論を終わります。

●議長小関勝教君 8番山崎一広議員。

●8番山崎一広議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成26年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、認定に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成26年度一般会計の決算は、歳入総額173億2,993万1,739円に対し、歳出総額171億1,996万1,688円で、歳入歳出の差額は2億997万51円となり、翌年度に繰り越すべき財源13万7,000円を除く実質収支で、2億983万3,051円の黒字決算となっていることを確認したところです。

平成26年度決算状況については、歳入面から申し上げますと、市税が予算現額よりも約2,400万円の減、地方交付税と実質的な交付税とされている臨時財政対策債の合計に対する決算額が、予算現額よりも約7,800万円の減、歳出面では、生ごみ堆肥化施設などの一般廃棄物施設整備を行ったほか、水道会計の決算不足解消と病院会計の資金不足解消を目

的とした、追加支援を合わせた約3億円を財政調整基金を取り崩し繰り出すなど、厳しいなかでの財政運営ではなかったかと思うところ です。

また、地方団体の財政健全化に対する法律による健全化判断比率については、平成25年度決算と比較して、連結実質赤字額が解消されたので、連結実質赤字比率がなくなったほか、実質公債費比率では1.9ポイント、将来負担比率が12.2ポイントも改善が見られています。

こうした状況下の中で、決算での黒字の確保、健全化比率の数字の改善は、市民の皆様の深いご理解とご協力をいただいたことや、財政健全化計画に基づき、人件費の抑制、経費の削減などを着実に実行してきたことが要因であると考えます。

今後とも理事者側においては、財政健全化に向けた取り組みを着実に推進していただきたいと思 います。

賛成理由の主な施策の取り組みについて申し上げますと、平成26年度は、びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う緑のまち 美唄」の推進を基本に、ごみ広域処理焼却施設整備事業や、生ごみ堆肥化施設整備事業など、環境に配慮しながら、本市の基幹産業である農業を基軸とした産業間連携による経済振興や、防災資機材等の整備事業、バス路線維持費補助事業など、安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上を図りながら、地域の特性を生かした人づくり、まちづくりの施策に積極的に取り組まれたことを評価するものでございます。

地方財政制度の行方は極めて不透明な状況にあり、厳しい財政運営が続くと認識しておりますが、今後とも市長の強いリーダーシップのもとで、市民のニーズにこたえながら、財政の健全化と地域活性化に向けて、積極的に取り組まれることをご期待申し上げて、私の討論といたします。

議員各位には、よろしくご賛同のほど、お願いいたします。

●議長小関勝教君 1 番森川明議員。

●1 番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 1 号平成 26 年度美唄市一般会計決算認定の件について、討論に参加します。

私の立場は認定に反対で、その理由は、幼小フッ化物の洗口推進事業を実施した点です。

虫歯予防に対するフッ素は非常に人体に有害で、驚くことに最近また、神経系障がい、自閉症、失語症、発育障がいが増えつつあります。特に子どもには危険であるのです。

全国には、日本フッ素研究会があり、歴史も古く、第 34 回総会を迎えております。また反フッ素全国連絡会も立ち上げ、さらに北海道では、反フッ素北海道連絡会があります。

最近送付されました世界的反フッ素の動きとして、有害であるという論文が出されました。本年 3 月 10 日、アメリカのニューズウィーク誌で、カナダのヨーク大学精神科教授による、水道水フッ素は、注意欠陥多動性障がいを起こしたり、発育中の脳に影響を与えるとした研究論文が掲載されております。

また、世界の 4 大医学雑誌の 1 つ、ランセット 2014 年 3 月号にも、南デンマーク大学環

境医学教授と、ハーバード大学環境医学・疫学教授が、脳に及ぼす神経行動と発育障がいは、世界中で何百人にも及ぶとしております。

さらに、中国における石炭燃焼型フッ素病の形成的発生論文が、中華人民共和国の中国貴陽医学院病理、分子生物学の教授によって発表されました。その内容はフッ素の摂取によって、糖尿病、アテローム性動脈硬化症、慢性腎臓病、アルツハイマー病など、中枢神経の障がいを起こすということです。

また、水道水フッ素化に反対する科学的根拠、反フッ素ネットワーク代表アメリカセント・ローレンス大学環境科学名誉教授は「フッ素は、さまざまな被害を歯、骨、脳、分岐気管にもたらすもの」として、DVD も発売され、日本各地で上映会が開催されております。

そこで、このフッ化物洗口事業ですが、フッ化ナトリウムという物質を水で薄めて子どもの口に入れ、うがいをさせる。それを吐き出し、水で口の中を洗う。このことが全国各地で行われ、幼小ですから誤って飲んでしまう。その取り扱い、どうしても危険を伴うわけで、事故も数多く発生しました。

道は 2009 年 6 月、フッ化物洗口の普及と効果的な歯科保健対策の推進などを盛り込んだ北海道歯・口腔健康づくり 8020 推進条例の制定がはじまりで、実施にあたり、保護者アンケート調査を行い、同意のもとで実施することが進められてきました。

市も 2012 年から、保育所フッ化物洗口事業と幼稚園フッ化物洗口事業反対を押し切り、危険を顧みず実施をしました。まったく遺憾です。

今日では、その実施率も低下しております。

市もその傾向化にあります。危険度が理解されてきました。図書館では、「フッ素は安全か」という本が保護者に多く読まれ、トラブルの発生をはじめ、行政が集団で行うべきではないと記述されておりますし、虫歯になったときを考えれば、歯科医院で個々の患者のかかり易さに応じた合理的な予防法を考えるべきであると、現職の清水央雄歯科医もその点を指摘しております。

保護者に対する説明と理解が、十分に得られているのか。安全対策に配慮し進められるのか。この点についても、疑問があります。

先ほども述べましたが、幼小にまでフッ素をうがいを使う、このフッ化ナトリウムは、過敏に症状が進められるのは個人差があり、集団には不向きなんです。しかも、学校で使っているフッ化物は、人体用の医薬品ではなく、工業用試薬を使っているケースが多く、健康被害が起きる可能性も高く、教職員は、薬品の管理、集団相手の幼児対策と吐き出すまでのチェックなど、大変な作業を行っております。学校の集団フッ化物洗口の薬品は、レベルが高濃度で、試薬を希釈し、医療従事者の立ち合いもなく、健康被害の恐れが大で、危険性を懸念しているのが実態なんです。ですから、日本消費者連盟や日本弁護士連合会などの団体が、即時中止をするよう働きかけをしております。

この危険極まりない現状を認識し、家庭での虫歯予防が進み、子どもの虫歯が減っております。何もこの事業実施に「針小棒大」に強調しているわけではなく、各種データに基づく学問的、科学的な分析から、虫歯予防は

親の責任で対策を講ずるべきであり、「疑わしきは使わず」の原則に立ち返り、集団でのフッ化物洗口事業を見直すことを強く訴え、反対の討論といたします。

●議長小関勝教君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第1号平成26年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号平成26年度美唄市民バス会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第3号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番吉岡文子議員。

● 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 3 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対です。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の柱として、国民の命と健康を守る制度であり、国民の医療を受ける権利を実現する制度です。また、制度制定当初は、政府管掌保険や組合健康保険などの医療保険、いわゆる職域保険に加入していない農・漁業者、自営業者などが加入の大半でしたが、雇用形態の変化や不況と構造改革のもとで農・漁業者、自営業者の経営が苦しいなか、就労人口も減少し、一方で、年金者や非正規労働者などの被用者、また無職などが市町村国保の加入者の多くを占める状況となっています。

美唄市においては、加入世帯数 4,288 世帯で、市内全世帯の 35%、被保険者数では、7,084 人、加入率 29.8%という市内において、かなりの住民の加入となっている健康保険です。

また、加入者の年齢構成は、60 歳から 74 歳までが全体の約 60%となっており、極めて高齢化が進行していると言わざるを得ません。

高齢者が多いということは、すなわち財政基盤が極めて弱いということにつながります。国庫補助なしには運営することが困難な構造上の問題を持つ国民健康保険ですが、この間

政府は、国庫補助を削減し続け、このことが各自治体の国保の運営に大きな影響をもたらしています。1984 年から 30 年以上もこの国庫補助の削減は続けられています。

市長は、市民の命と健康を守る立場から国に対して、国庫補助を 1984 年段階の 45%に戻すよう強く働きかけるべきです。また、北海道に対しても市民生活を守る立場で、保険料の引き上げを抑えるための補助の復活を強く求めるべきです。

滞納世帯への制裁措置として、短期保険証や資格証明書発行が続けられていますが、収納率の向上につながっているかは甚だ疑問と言わざるを得ません。国の方針とはいえ、一度発行すると発行数が減らずに、増えていくことも指摘されています。

国においては、国民健康保険について、広域化が提案されており、今国会で決定されています。しかしながら、市町村合併の際の議論と同様に財政基盤が弱い者同士が合併広域したとしても、その点は解決できるはずはありません。国や北海道の責任において、国民・道民生活保護のために応分の負担を強く求めること、その運動の先頭に高橋市長自らが行動することを期待申し上げまして、認定第 3 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、認定に反対の立場からの討論を終わります。

●議長小関勝教君 5 番楠徹也議員。

● 5 番楠徹也議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第 3 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

結論から申し上げます、私の立場は認定

に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、住民にとっての医療を受ける機会を確保する地域保険として、国民皆保険制度の中核をなすものでありますが、現在は、高齢者や低所得者の加入が増加し、医療費水準は高くなる一方、加入者の所得水準が低いというような構造的な問題を抱えており、多くの市町村国民健康保険者にあっては、事業の財政を悪化させている状況にあります。

そのような状況の中、本市の平成 26 年度決算状況は、実質収支額で 7,061 万 8,000 円の黒字となっております。これは、税収の確保に努められたもののほか、一般会計からの繰り入れがなされる中での決算余剰となったものであり、今後は、健康増進の推進にも努められ、医療費を抑制するとともに、滞納収納を図り、自主財源である保険税の確保をすることにより、安定的な運営を目指していただきたいと考えているところであります。

本市におきましては、人口が減少する中、全世帯のうち国民健康保険の加入率は、35%と、依然として高い状況であります。しかしながら、世帯当たりの人員は 1.7 人となっており、一人世帯が多くなっている状況も見ることができます。高齢化もますます進む状況であり、必要とする時に安心して医療を受けることができるよう、しっかりとした制度の周知と安定した事業運営が求められるものであります。

また、市民においても特定健康診査や各種がん検診を受診するほか、医療受診の際も、ジェネリック医薬品の利用を前向きに検討す

るなど、疾病の予防をする、適切に医療受診をするという意識を持つことが、何よりも必要ではないかと考えるところであります。

国においては、5 月 29 日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律を成立させ、厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により、財政基盤を強化し、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営に中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとし、平成 30 年度からの国保の広域化等の実現に向け、国と地方が力を合わせていかなければならないと示していることを認識しております。今後、市町村国保は情報を的確に把握しながら対応をしていかなければならないものと考えているところであります。しかしながら、現時点におきましては、現在運営している事業の安定を保ちつつ、被保険者に対しては健全な事業状況をお示しすることができるよう、適切に事業運営がなされますことをご期待申し上げまして、私の討論を終わります。

皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。
●議長小関勝教君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第 3 号平成 26 年度美唄市国民

健康保険会計決算認定の件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第4号ないし認定第10号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第4号平成26年度美唄市下水道会計決算認定の件**ないし**認定第10号平成26年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件**の以上7件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第3、議案第92号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第5、議案第94号美唄市公平委員会委員選任の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第92号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、間島恭一委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、新たに、土肥康子氏を任命いたし

たく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第93号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、富田一男委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として、新たに、倉本賢氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第94号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、永井聡子委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として、引き続き、永井聡子氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第92号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第92号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第93号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第93号美唄市公平委員会委員**

選任の件は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第94号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第94号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第6、議案第95号美唄市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13番金子義彦議員。

●13番金子義彦議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第95号美唄市議会会議規則の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

美唄市議会においては、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明記するものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 これより、議案第95号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第95号美唄市議会会議規則の一部改正の件**は原案のとおり**可決**されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第7、意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書ないし日程の第10、意見書案第9号介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第6号について、13番金子義彦議員。

●13番金子義彦議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第6号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた
施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されております。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられています。我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっております。

このような中、本市では、市有林の生育を促進するため、間伐や支障木の除去を行うとともに民有林の伐採後の植林を進めるための支援を実施し、また、森林の役割と重要性を理解し関心をもってもらうため、小学校高学年生を対象に森林体験学習会を開催したところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値 3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保

すること。

3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長小関勝教君 次に、意見書案第 7 号について、8 番山崎一広議員。

●8 番山崎一広議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 7 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

過疎化が進む地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大していることに加え、人口減少問題への対応など、多くの政策課題に直面しており、こうした課題対応には、地域の財政需要を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び一般財源総額確保が極めて重要であります。

美唄市においても、財政の健全化に取り組んできていますが、依然として厳しい財政状況が続いており、今後の見通しについても極

めて厳しく受け止めているところであります。

過疎化が進む地方自治体が、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、その自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もり、国は地方自治体との十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定する必要があります。

よって、国においては、過疎化が進む地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、平成 28 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次の事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望します。

記

1. 社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、歳出特別枠の確保などにより、過疎化が進む地方自治体の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保すること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。

3. 法人実効税率の見直し、車体課税の見直しなど、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう、代替財源を確保すること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、

過疎化が進む地方自治体の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。なお、地方消費税の清算基準は、より最終消費の実態に即したものとなるよう、見直すこと。

4. 地方交付税の財政調整機能の強化を図るため、留保財源率を見直すこと。また、人口減少が地域間のさらなる財政力格差の拡大を招かないよう、地方交付税の算定方法について、面積的要素の拡充や国勢調査人口が急減する小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。

5. 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取り組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る財源の確保を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長小関勝教君 次に、意見書案第 8 号及び意見書案第 9 号の以上 2 件について、2 番吉岡建二郎議員。

●2 番吉岡建二郎議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 8 号及び意見書案第 9 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書

子どもが病気やけがをしたとき医療機関を受診すると、かかった医療費の３割（小学校入学前は２割）は患者・家族が支払うことになっています。

この負担が、病気にかかりやすい乳幼児、アトピー性皮膚炎やぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どものいる家庭にずしりと重くのしかかります。急に高熱が出たのに手元にお金がなくて病院にいけない事態は、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題です。

「お金がなくても子どもが医者にかかるように」と、医療費無料化を求める運動が広がり、北海道でも、道の基準を上回って助成を拡大する市町村は 107 にのぼっています。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける重要な制度であるだけでなく、「子どもの貧困」が広がるなか、いよいよ緊急課題になっています。経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制する効果も生まれます。

国の制度を土台に自治体が上乗せすれば、無料化はさらに充実させることができます。子ども医療費の窓口負担を軽減している自治体に対し国が「罰則（ペナルティー）」を科している問題について、政府・厚労相は、検討の場を設ける考えを示しました。全国知事会も廃止を求め続けている道理なき「罰則」はただちに中止することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意

見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

北海道美唄市議会

介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書

本年 4 月から介護保険制度の大幅な改変が行われました。要支援 1、2 の人を介護保険給付の対象から外して市町村の地域支援事業の枠組みの中で「新しい総合事業」（介護予防・日常生活支援総合事業）に任せ、特別養護老人ホームに入所できる人を「要介護 3」以上に限定するなど、利用者とその家族、高齢者から大きな不安の声が広がっています。

新しい総合事業への移行は 2015 年 4 月ですが、2017 年 4 月まで移行が猶予され、実施時期もふくめてサービスの種類、基準、方法や内容すべてが「市町村の裁量」にまかされています。

しかし、実施主体である自治体にとって新しい総合事業で必要となる「多様なサービス」の人的体制の見通しが立たないなど対応に苦慮しています。美唄市においても地域間格差で多くの介護事業所で人手不足の状態にあります。

よって、以下の項目について国に求めます。

記

1. 新総合事業への移行にあたっては自治体の実情を勘案され「経過措置」をさらに延長すること。
2. 要介護 3 以上の特養ホーム入所要件の「特

別基準」を緩和すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第 6 号ないし意見書案第 9 号の以上 4 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 6 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書ないし意見書案第 9 号介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書**の以上 4 件は、原案のとおり可決されました。

●議長小関勝教君 次に、日程の第 11、決議案第 2 号美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます、
9 番桜井龍雄議員。

●9 番桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました、決議案第 2 号美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説

明にかえさせていただきます。

美唄市地域医療体制等調査特別委員会 設置に関する決議

（委員会の設置）

1 本市議会に、美唄市地域医療体制等 調査特別委員会を設置する。

（設置の目的）

2 本委員会は、本市における地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等に関する調査を行うことを目的とする。

（調査事項）

3 本委員会の調査事項は、次のとおりとする。

（1）地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等について

（委員の定数）

4 本委員会の委員定数は 14 人とする。

（調査期間と閉会中の調査）

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

（経費）

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

平成 27 年 9 月 18 日

美唄市議会

以上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました決議

案第２号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第２号美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議**は、原案のとおり**可決**されました。

ただいま設置されました美唄市地域医療体制等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、

森川明議員、吉岡建二郎議員、
松山教宗議員、川上美樹議員、
楠徹也議員、本郷幸治議員、
吉岡文子議員、山崎一広議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
丸山文靖議員、土井敏興議員、
金子義彦議員、小関勝教の以上１４人の議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成２７年第３回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前１１時４７分 閉会